

○社会労働委員会

内閣提出法律案 (一一二件)

番号	件名						備考
	54	36	33	21	20	19	
社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律案	港湾労働法案	労働組合法等の一部を改正する法律案	駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案	国民健康保険法の一部を改正する法律案		
参	"	"	"	"	衆	院議先	
三、一	二、五	二、三	二、九	二、九	三、九	月 提 出	
三、一	四、三	五、七	(予)二、九	(予)二、五	三、四、八	付 委 員 託 会	参 議 院
可 決 四、三	可 決 四、六	可 決 五、九	可 決 四、三	可 決 四、三	六、五、七	議 委 員 決 会	
可 決 四、五	可 決 五、二	可 決 五、〇	可 決 四、七	可 決 四、七	六、五、六	議 本 会 決 議	
(予)三、二	四、四	五、三	二、九	二、〇	三、三、三	付 委 員 託 会	衆 議 院
可 決 四、六	修 正 四、九	修 正 五、七	可 決 四、三	可 決 四、三	三、四、四 正	議 委 員 決 会	
可 決 五、〇	修 正 四、三	修 正 五、七	可 決 四、四	可 決 四、四	六、四、五 正	議 本 会 決 議	
					六、三、三	參 本 會 議 趣旨 說 明	

番号	件名						
77	71	70	69	68	67		
厚生年金保険法の一部を改正する法律案	戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	児童扶養手当法等の一部を改正する法律案	勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案	労働安全衛生法の一部を改正する法律案		
"	"	"	衆	"	参	院議先	
三、五	三、三	三、三	三、三	三、五	大、三、五	月 提出	
四、六	(予)三、三	(予)三、三	(予)三、三	三、五	大、三、五	付委員託会	参 議
可 決 五、七	可 決 五、七	可 決 五、七	可 決 五、七	可 決 四、四	可 決 大、三、四、四	議委員 議員 決会	議院
可 決 五、六	可 決 五、六	可 決 五、六	可 決 五、六	可 決 四、五	可 決 大、三、四、五	議本 会 決議	
三、五	三、三	三、三	三、三	(予) 三、五	三、三 (予) 五	付委員 員 託会	衆 議
可 決 四、六	修 正 四、三	修 正 四、三	修 正 四、三	可 決 五、〇	可 決 大、三、五、〇	議委員 員 決会	院
可 決 四、六	修 正 四、三	修 正 四、三	修 正 四、三	可 決 五、三	可 決 大、三、五、三	議本 会 決議	
						備 考	

本院議員提出法律案（四件）

衆議院議員提出法律案（四件）

番号	件名	提出者	予備送本院へ	参考議院
14 る法律案 クリーニング業法の一部を改正す	13 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部を改正する法律案	12 柔道整復師法の一部を改正する法律案	7 原子爆弾被爆者等援護法案	（月　日）付月日提出月日
社会労働委員長 (五一九)	社会労働委員長 (五一九)	社会労働委員長 (五一九)	田口健二君 外十一名 (大三、四二三)	（月　日）付月日提出月日
五、一九	五、一九	五、一九	大三、四一四	付委員会託
五、一九	五、一九	五、一九	大三、五一九	議委員決会
(予)五、一九	(予)五、一九	(予)五、一九	大三、四一四 (予)	議委員決会
可 決 五、四	可 決 五、四	可 決 五、四	大三、五一九	議本會決議
可 決 五、五	可 決 五、五	可 決 五、五	大三、五一九	議本會決議
			大三、四一四	付委員会託
				議委員決会
可 決 五、九	可 決 五、九	可 決 五、九	大三、五一九	議本會決議
			撤回	備考
			(委員会許可)	

国民健康保険法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

要旨

本法律案は、国民健康保険事業の運営の安定化を図るために、医療給付費等が著しく多額となると見込まれる市町村について安定化計画を作成させ、当該計画の達成のために

国、都道府県及び当該市町村が必要な措置を講ずることとするとともに、昭和六十三年度及び昭和六十四年度における措置として、国及び地方公共団体の負担による国民健康保険の財政の基盤の安定化措置、高額医療費共同事業を行う国民健康保険団体連合会に対する国及び都道府県の補助老人保健医療費拠出金の国庫負担の見直しを定めるもので

あり、その主な内容は次のとおりである。

一、指定市町村の安定化計画及び基準超過費用額の負担

1 厚生大臣は、毎年度につき、医療給付費等が著しく多額な市町村を、都道府県の意見を聴き、指定市町村として指定すること。

2 指定市町村は、厚生大臣の定める指針に従い、国及び都道府県の助言及び指導の下に、安定化計画を策定し、給付費等の適正化等運営の安定化のための措置を講じなければならないこと。

3 指定市町村の給付費等が特別の事情を勘案してもなお被保険者の年齢構成等を基に定める基準を超える場合、指定年度の翌々年度において、その基準を超える著しく高い給付費等の一定部分について、国、都道府県、市町村が六分の一ずつ共同で負担すること。

二、保険財政基盤の安定化措置

市町村は、保険料（税）の軽減額を基礎として算定しなければならないこととし、国はその一分の一、都道府県はその四分の一をそれぞれ負担すること。

三、高額医療費共同事業に対する補助

国及び都道府県は、高額な医療給付が国民健康保険の財政に与える影響を緩和するため、高額医療費共同事業を行いう国民健康保険団体連合会に対し、その費用の一部を補助することができるること。

四、老人保健医療費拠出金の国庫負担の見直し

老人保健医療費拠出金に係る国庫負担の算定に当たっては、現行の対象額から老人保健医療費拠出金の納付に要する額を超える部分の十分の六に相当する額を控除した額を基準とすること。

五、その他

被保険者資格証明書を提示して療養取扱機関等について受けた療養について社会保険診療の取り扱いとすることその他所要の改正を行うこと。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行すること（衆議院修正）。

委員長報告

ただいま議題となりました五法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国民健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、国民健康保険事業の運営の安定化を図るために所要の措置を講ずるものであります。その主な内容は、療養の給付等に要する費用が著しく多額となると見込まれる市町村について安定化計画を作成させ、当該計画の達成のために国、都道府県及び当該市町村が必要な措置を講ずることとしていること、昭和六十三年度及び同六十四年度において、国及び地方公共団体の負担による保険財政基盤の安定化のための措置、高額医療費共同事業の強化・充実、老人保健医療費拠出金に係る国庫負担率の調整を行うこと等であります。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取、地方行政委員会との連合審査を行うとともに医療保険制度の一元化、高医療費市町村の医療費安定化、低所得者の保険料負担、保険料滞納者の取り扱い、等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同山本理事、公明党・国民会議中西理事及び日本共

産党杏脱委員より、それぞれ本案に反対、自由民主党曾根田理事より本案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。案について申し上げます。

まず、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案の主な内容は、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、老齢福祉年金等の額の引き上げ、拠出制国民年金及び厚生年金の物価スライドの特例措置等であります。

次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、医療特別手当その他の手当の額を引き上げるものであります。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案は、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦没者の父母等に改めて特別給付金を支給するものであります。

次に、厚生年金保険法の一部を改正する法律案の主要内容は、厚生年金基金が支給する年金給付について努力目標

水準を設定するとともに、中途脱退者に係る年金給付の額の加算及び解散した基金の加入員に係る年金給付の支給等を厚生年金基金連合会が行うこととする等であります。

委員会におきましては、以上四案を一括して審議を進め、公的年金制度一元化、年金等の額の引き上げ、年金資産の自主運用、被爆者援護法、中国帰国孤児の生活実態等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、以上四案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決しました。

なお、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

以上、御報告申し上げます。

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）

要旨

本法律案は、特定不況業種における多数の離職者の発生及び今後の産業構造の転換等に伴う雇用問題に対処するため、法律の廃止期限を延長するとともに、特定不況業種関係労働者の失業の予防措置の充実等を図るものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、題名の改正

法律の題名を「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に改める」と。

二、法律の廃止期限の延長

この法律の廃止期限（昭和六十三年六月二十日）を七年延長すること。

三、法律の適用対象の拡大

1 特定不況業種事業主に、特定不況業種事業主に準ずる一定の者の下請事業主を含めること。

2 事業規模の縮小等に伴い相当数の労働者が離職等を余儀なくされるおそれがあると労働大臣が認定した一

定の事業所を特例事業所とし、この法律による失業予防措置の対象とすること。

四、雇用の安定に関する計画等

1 特定不況業種事業主の作成する再就職援助等計画を

雇用の維持及び再就職の援助のための措置に関する計画とすること。

2 特例事業所の事業主は、失業の予防のための措置に

関する計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けられることができること。

五、失業の予防等のための措置の充実

1 政府は、事業転換による雇用機会の確保等関係労働者の失業の予防に特に資すると認められる措置を講ずる特定不況業種事業主及び特例事業所の事業主について、雇用保険法の雇用安定事業として特別の措置を講ずること。

2 国及び雇用促進事業団は、事業主が行う在職者の職業転換のための教育訓練の円滑な実施に資するため、必要な職業訓練の実施について特別の措置を講ずること。

六、施行期日

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案の主な内容は、第一に、法の廃止期限を七年延長すること、第二に、特定不況業種に係る事業所以外の事業所のうち、労働大臣が認定した一定の事業所を特例事業所として法の失業予防措置の対象とするとともに、下請事業主の範囲を拡大すること、第三に、事業転換による雇用機会の確保など失業の予防のため一定の措置を講ずる事業主について、雇用保険法の雇用安定事業として特別の措置を講ずるとともに、事業主が行う在職者の職業転換に必要な教育訓練の実施について特別の措置を講ずること等であります。

次に、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正す

この法律は、昭和六十三年七月一日から施行すること。
ただし、二については、公布の日から施行すること。

る法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、法の有効期限をそれぞれ五年延長するものであります。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議を進め、産業構造の変化に対応した雇用対策、特例事業所の認定基準、高齢者の雇用対策、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の再就職促進等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決を行いましたところ、両案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。

本法律案は、今後においても駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が引き続き予想される状況にかんがみ、現行の駐留軍関係離職者対策及び漁業離職者対策を引き続き実施するため、法の有効期限を延長するものであり、その内容は次のとおりである。

一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限（昭和六十三年五月十六日）を五年延長すること。

二、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限（昭和六十三年六月三十日）を五年延長すること。

三、この法律は、公布の日から施行すること。

委員長報告

前ページ参照

労働組合法等の一部を改正する法律案（閣法第三三号）

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第二一一号）

要旨

本法律案は、行政機構の簡素化に資するとともに労働委員会制度の効率的運営及び機能強化を図るため、中央労働

委員会と国営企業労働委員会とを統合するとともに所要の改正を行うものである。

なお、衆議院において、公益委員の任命手続等について所要の修正がなされている。

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、労働組合法の一部改正

1 中央労働委員会の組織の改正

- (1) 使用者委員、労働者委員及び公益委員の数を各九人から各十三人に改めること。

- (2) 委員の任命手続を、使用者委員及び労働者委員は、それぞれ関係労使の推薦（うち各四人については、国営企業関係労使それからの推薦）に基づいて、公益委員は、労使委員の同意を得て（衆議院において「意見を尊重して」を修正）作成した候補者名簿のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものに改めること。

- (3) 委員は非常勤とすること。ただし、公益委員のうち一人以内は、常勤とすること。

- (4) 国営企業の地方における労使紛争等を処理するため、中央労働委員会に、使用者、労働者及び公益を

代表する地方調整委員を置くこと。

(5) 中央労働委員会の事務局に、地方における事務を分掌させるため、地方事務所を置くこと。

2 中央労働委員会の権限

中央労働委員会の権限は、現行の中央労働委員会の権限と国営企業労働委員会の権限を合わせたものとすること。

二、労働関係調整法の一部改正

1 中央労働委員会の行う紛争調整手続

- (1) 国営企業以外の企業の労働争議の調整に係る決議等の事務処理には、一般企業担当委員（国営企業関係労使の推薦に基づき任命された労使委員以外の労使委員及び会長があらかじめ指名する八人の公益委員並びに会長）のみが参与するものとすること。

- (2) 調停委員は、一般企業担当委員のうちから会長が指名するものとすること。

- (3) 地方において処理すべき事件については、会長は、地方調整委員のうちからあつせん員または調停委員を指名するものとすること。

2 日本電信電話株式会社の争議行為に関する特例措置

の廃止

日本電信電話株式会社に係る調停事件についての実情の公表、一定期間の争議行為の禁止等の特例措置を廃止すること（衆議院修正による追加）。

三、国営企業労働関係法の一部改正

1 審査委員会の設置等

- (1) 中央労働委員会は、国営企業の職員に関する不当労働行為等の処分をする場合には、重要な事件等を除き、国営企業担当公益委員（公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する四人の委員及び会長）により構成する審査委員会の処分をもつて中央労働委員会の処分とすることができる。
- (2) 国営企業労働委員会を廃止すること。

2 国営企業担当委員の行う紛争調整手続

- (1) 国営企業の労使紛争の調整に係る決議等の事務処理には、国営企業担当委員（国営企業労使の推薦に基づき任命された労使委員各四人及び会長があらかじめ指名する四人の公益委員並びに会長）のみが参与すること。
- (2) あつせん員は、会長が国営企業担当委員または調

停委員候補者名簿に記載されている者のうちから指名するものとすること。

(3) 調停委員は、国営企業担当委員のうちから会長が指名するものとすること。

(4) 地方において処理すべき事件については、会長は、地方調整委員のうちからあつせん員または調停委員を指名すること。

(5) 仲裁委員会は、国営企業担当公益委員全員または国営企業担当公益委員のうちから会長が指名する二人の仲裁委員で組織すること。

(6) 地方調停委員会は、廃止すること。

3 在籍専従期間の上限の見直し

国営企業の職員が労働組合の役員として専ら従事する期間の上限は、当分の間、「五年」を「七年以下の範囲内で労働協約で定める期間」とすること（衆議院修正による追加）。

四、施行期日

この法律は、委員に関する経過措置を除いて、昭和六十三年十月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました労働組合法等の一部を改正する法律案につきまして社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、労働委員会制度の効率的運営等を図るため、中央労働委員会と国営企業労働委員会とを統合するとともに所要の措置を講ずるものであります。その主な内容は、

統合後の中央労働委員会の委員の任命手続、国営企業の地方における労使紛争の処理、中央労働委員会における紛争調整手続、国営企業の事件に関する不当労働行為の審査等のための審査委員会の設置等について規定するほか、日本電信電話株式会社に係る調停事件についての実情の公表等の特例措置の廃止、国営企業の職員に係る在籍専従期間の上限の改正について定めています。

委員会におきましては、労働委員会の統合の理由、地方調整委員の機能、公益委員の一部常勤制、不当労働行為の救済等の諸問題について、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

港湾労働法案（閣法第三六号）

要旨

本法律案は、近年の港湾運送における輸送革新の進展等に伴う労働力の需給構造の変化等に即応しつつ、必要な労働力の確保に資するとともに、港湾労働者の雇用の安定その他福祉の増進を図るために所要の措置を講ずるものである。

なお、衆議院において、労働者派遣に係る事業主の努力義務等について所要の修正がなされている。

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、港湾雇用安定等計画の策定

労働大臣は、港湾（政令で指定する港湾をいう。以下同じ。）ごとに、港湾雇用安定等計画を策定すること。
二、港湾労働者の雇用改善、能力開発及び向上等

1 関係者の責務

港湾労働者の雇用の安定その他の福祉の増進につい

て、事業主、国、地方公共団体等関係者の責務に関する規定を設けること。

2 雇用管理者の選任

事業主は、港湾労働者の雇用管理に関する事項を担当する雇用管理者を選任しなければならないこと。

3 雇用管理に関する勧告等

公共職業安定所長は、雇用管理の改善を図る必要があると認められる事業主に対し、勧告をすることがでることとし、当該勧告を受けた事業主は、必要に応じ雇用管理に関する計画を作成すること。

4 港湾労働者の雇用の届け出

事業主は、その雇用する労働者を港湾運送業務に従事させようとするときは、その氏名等を公共職業安定所長に届け出なければならないこと。

5 日雇労働者の雇用

事業主が、港湾運送業務に従事させるために日雇労働者（日々または二月以内の期間を定めて雇用する労働者）を雇い入れるときは、原則として、公共職業安定所の紹介によらなければならないこと。

三、港湾労働者雇用安定センター

1 指定

労働大臣は、港湾労働者の雇用の安定その他の福祉の増進を目的として設立され、かつ、一定の要件に適合する公益法人を港湾労働者雇用安定センター（以下「センター」という。）として、各港湾について指定することができること。

2 業務等

(1) センターは、雇用管理に関する相談援助及び港湾労働者に対する訓練、労働者派遣等の業務を行うこと。

(2) センターが行う労働者派遣は、原則として、その常時雇用する労働者を派遣することとし、一定の場合には、センターの常時雇用する労働者以外の労働者で、労働大臣が定める基準に適合するものを派遣できること。

(3) 労働者派遣に関する料金は、適正な原価を償う限度のものであり、かつ、公正妥当なものでなければならぬこと。

3 監督指導等

(1) 労働大臣は、センターの業務の適正な運営を確保

するため、業務状況報告または所属職員による立入検査を行わせることができるとともに、必要な命令をすることができること。

- (2) センターの指定の取り消し及び業務の停止について定めること。

四、罰則

公共職業安定所の紹介によらない日雇労働者の雇用の原則禁止の規定に違反した者等に対し、所要の罰則を科すこと（衆議院修正により、港湾労働者の雇用の届け出義務に違反した事業主等に対する罰則を追加）。

五、その他

1 センターの業務に要する費用に対する国の補助等について定めること。

2 事業主は、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送業務に従事させようとするときは、センターに対し、労働者の派遣を求めなければならないこと（衆議院において「努力義務」を「義務」に修正）。

3 政府は、本法律施行後三年を経過した場合において、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、必要な措置を講ずること（衆議院修正に

する追加）。

六、施行期日等

- 1 この法律は、昭和六十四年一月一日から施行する」と。

- 2 港湾労働法（昭和四十一年法律第二百二十号）は、廃止すること。

委員長報告

ただいま議題となりました港湾労働法案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の港湾運送における輸送革新の進展等に伴う変化等に即応しつつ、必要な労働力の確保に資するとともに港湾労働者の雇用の安定その他福祉の増進を図るため、所要の措置を講ずるものであります。

その主な内容は、第一に、労働大臣は港湾ごとに港湾雇用安定等計画を策定すること、第二に、港湾労働者の雇用改善等に係る関係者の責務を定めるとともに、事業主による雇用管理者の選任、公共職業安定所長の雇用管理改善勧告等について定めるほか、日雇労働者の雇い入れについて

は、原則として公共職業安定所の紹介によらなければならぬこととする」と、第三に、港湾労働者の雇用の安定等を図ることを目的とする公益法人を港湾労働者雇用安定センターとして指定することとし、当該センターが雇用管理に関する相談援助、港湾労働者の訓練、労働者派遣等の業務を行うこと等であります。

委員会におきましては、本法の適用港湾の拡大、港湾労働者雇用安定センターが行う労働者派遣、違法雇用の現状と取り締まり対策の強化等の諸問題について、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して沓脱委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。

社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律案（閣法第五四号）

要旨

一、社会福祉・医療事業団の貸し付け対象の拡大

本法律案の主な内容は、有料老人ホーム及び在宅介護サービスにつき、民間事業者に対する公的融資の途を開くため、社会福祉・医療事業団の業務に、社会福祉法人以外の者が設置または経営する社会福祉事業施設の設置等に要する資金、身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において介護を行う事業等に要する資金の貸し付けの業務を追加するものである。

二、施行期日

この法律は、昭和六十三年十月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律案

は、民間サービスに対する社会福祉・医療事業団による低利融資制度を創設するものであり、その主な内容は、社会福祉・医療事業団の業務に、社会福祉法人以外の政令で定める者が設置または経営する社会福祉事業施設の設置等に要する資金の貸し付け、及び身体上または精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある者につき居宅において介護を行う事業等に要する資金の貸し付けの業務を加えるものであります。

委員会におきましては、老人福祉における公的サービスと私的サービスのあり方、シルバーサービスの水準の確保、シルバーサービスに対する規制等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して沓脱委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し附帯決議が全会一致をもつて付さ

れています。

次に、労働安全衛生法の一部を改正する法律案の主な内容は、第一に、小規模事業場における安全衛生推進者の選任、安全管理者等に対する新たな知識、技能の付与等により安全衛生管理体制を充実すること、第二に、法令上の要件を具備していない機械等の製造者等に対し回収または改善を命ずる制度を創設することにより機械等に関する安全性の確保を充実すること、第三に、健康教育、健康相談の実施を促進することとし、必要な指針の公表や援助を行うことにより労働者の健康の保持増進のための措置を充実すること等であります。

次に、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案の主な内容は、第一に、財形年金貯蓄の額が据置期間中の予期しない金利の上昇により非課税限度額を超えることとなる場合に利子等の払い出しを可能とすること、第二に、財形住宅貯蓄契約の使途として一定規模の住宅の増改築等を加えること、第三に、財形給付金制度及び財形基金制度の転職時等における継続措置を創設することであります。

委員会におきましては、以上二条を一括議題として審議を進め、消防等公的現場における労働安全衛生、労働安全

衛生行政体制の拡充、中高年齢労働者に関する安全衛生対策、中小企業への財形制度の普及促進、財形持ち家融資の実績等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、まず労働安全衛生法の一部を改正する法律案について諮りましたところ、討論はなく、本法律案は

全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。なお、附帯決議が全会一致をもって付されております。

次いで、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案について諮りましたところ、討論はなく、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案（閣法第六七号）

要旨

本法律案は、労働者の安全と健康の一層の確保を図るために、労働者の健康の保持増進のための措置を充実強化するとともに、中小規模事業場に係る安全衛生管理体制を整備する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のと

おりである。

一、安全衛生管理体制の充実

- 1 事業者は、一定の規模の事業場ごとに、安全衛生業務を担当する安全衛生推進者等を選任すること。

- 2 衛生委員会等の調査審議事項に、労働者の健康の保持増進に關することを加えるとともに、事業者の指名する産業医を衛生委員会等の構成員とすること。

- 3 事業者は、安全管理者等に対する能力向上教育等の実施に努めなければならないこととし、労働大臣は、その実施に關し必要な指針を公表すること。

二、機械等及び化学物質に関する規制の充実

- 1 労働大臣または都道府県労働基準局長は、規格を具備していない機械等の製造者または輸入者に対し、その回収または改善等を命ずることができること。
- 2 化学物質の有害性の調査は、一定の技術的な基礎を有する機関において、労働大臣の定める基準に従つて行わなければならないこと。

三、健康の保持増進のための措置の充実

- 1 事業者は、作業環境測定結果につき、労働大臣の定める基準に従つて評価を行い、その評価に基づいて施

設の設置・整備、健康診断の実施等適切な措置を講じなければならないこと。

2 事業者は、健康教育等の措置を継続的かつ計画的に

講ずるよう努めなければならないこととし、労働者は、

その措置を利用して健康の保持増進に努める」と。

3 労働大臣は、健康の保持増進のための措置に関し、
必要な指針を公表すること。

4 国は、作業環境測定及び健康診断の実施等必要な援
助に努めるとともに、援助に当たつて、中小企業者に
対し特別の配慮をすること。

四、建設業等における労働災害防止対策の充実

1 建設物設置等の計画であつてその作成に当たり一定
の有資格者の参画が義務づけられている計画に、一定
の工事の計画を追加すること。

2 労働大臣、都道府県労働基準局長等は、事業者に対
する工事の差止命令等を発した場合に、仕事の発注者
等に対し、労働災害の防止に関する事項について必要
な勧告または要請を行うことができる。

五、その他

技術上の指針を定めるに当たつての中高年齢者への配

慮、危険または有害な業務に関する事業主の安全衛生教
育の努力義務を定めること。

六、施行期日

この法律は、昭和六十三年十月一日から施行すること。

ただし、一の1及び四の1に関する規定は、昭和六十四

年四月一日から施行すること。

委員長報告

一一一ページ参照

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案（閣法第六八
号）

要旨

本法律案は、勤労者の財産形成を一層促進するため、勤
労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契
約の払い出し理由の拡大等の措置を講ずるものであり、そ
の主な内容は次のとおりである（「勤労者財産形成」は、
以下「財形」という。）。

一、財形年金貯蓄契約の払い出し制限に関する要件の緩和

財形年金貯蓄契約の据置期間中における金利の変動に

伴う一定の理由に基づく利子等の払い出しを、適格な払い出しとすること（これにより、預貯金等の額が非課税限度額を超える場合、当該利子等の払い出しが可能となる。）。

二、財形住宅貯蓄契約に基づく貯蓄の用途の拡大

財形住宅貯蓄契約に基づく貯蓄の用途に、一定要件を満たす住宅の増改築を加えること。

三、財形給付金契約及び財形基金契約に基づく払い込みの特例

財形給付金契約または財形基金契約の受益者であつた

勤労者に転職等の事由が生じたときは、従前の契約に

基づく積立金を異動後の事業場における財形給付金契約または財形基金契約に基づく払い込みに充てることができる」ととすること。

四、施行期日

この法律は、昭和六十三年十月一日から施行すること。ただし、二に係る規定は公布の日から施行すること。

一一一ページ参照

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案（閣法第六九号）

要旨

本法律案は、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、老齢福祉年金等の額の引き上げ、拠出制国民年金及び厚生年金保険の昭和六十三年度における特例としての年金額の改定の措置を講ずるとともに年金福祉事業団の住宅資金貸し付けの拡充を行う等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、児童扶養手当に関する事項

児童扶養手当の額を児童一人の場合三万三千九百円から三万四千円に引き上げること。

二、特別児童扶養手当等に関する事項

1 特別児童扶養手当の額を障害児一人につき月額二万七千四百円から二万七千五百円に、重度障害児一人につき月額四万一千百円から四万三千二百円に、それぞれ引き上げること。

額を月額一万千六百五十円から一万千七百円に、特別障害者手当の額を月額二万九百円から二万九百五十円に、それぞれ引き上げること。

三、拠出制国民年金及び厚生年金保険に関する事項

1 拠出制国民年金及び厚生年金保険について、昭和六十三年度において、特例として、昭和六十二年の消費者物価上昇率を基準とした年金額の改定措置を講ずること。

2 旧国民年金法による障害年金等について、現行の年四回支払いを、二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の年六回支払いに変更すること。

四、老齢福祉年金に関する事項

老齢福祉年金の額を月額二万七千四百円から二万七千五百円に引き上げること。

五、年金福祉事業団の住宅資金貸し付けに関する事項

直系血族その他政令で定める親族の居住の用に供するための住宅を住宅資金貸し付けの対象とすること。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、額の引き上げ及び物価スライドの特例措置に関する規定については、昭和

委員長報告

一〇一ページ参照

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七〇号）

要旨

本法律案は、原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げるものであり、その内容は次のとおりである。

一、医療特別手当の額の引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、

原子爆弾の傷害作用に起因する負傷または疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であつて、現に当該負傷または疾病の状態にあるものに支給する医療特

六十三年四月一日から適用すること（衆議院修正）。ただし、旧国民年金法による障害年金等に係る支払期月の変更については、昭和六十四年一月一日から施行すること。

別手当の額を、月額十一万六千六百円から十一万二千円に引き上げること。

二、特別手当の額の引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷または疾病の状態にないものに支給する特別手当の額を、月額四万三千百円から四万三千三百円に引き上げること。

三、原子爆弾小頭症手当の額の引き上げ

原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に支給する原子爆弾小頭症手当の額を、月額三万八千四百円から三万八千五百円に引き上げること。

四、健康管理手当の額の引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定による被爆者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病にかかつているものに支給する健康管理手当の額を、月額二万七千四百円から二万七千五百円に引き上げること。

五、保健手当の額の引き上げ

厚生省令で定める範囲の身体上の障害のある者等に支給する保健手当の額を、月額一万七千四百円から一万七

千五百円に引き上げるとともに、それ以外の者に支給する保健手当の額を月額一万三千七百円から一万三千八百円に引き上げること。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用すること（衆議院修正）。

委員長報告

一〇一ページ参照

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第七一号）

要旨

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦没者の父母等に改めて特別給付金を支給するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正

1 障害年金の額の引き上げ

障害年金の額を、恩給法に準じて引き上げ、公務傷

病、第一項症の場合、現行の四百五十五万四千円を昭

和六十三年四月分から四百六十万千円に増額するこ
と。

一〇一ページ参照

厚生年金保険法の一部を改正する法律案（閣法第七七号）

2 遺族年金及び遺族給与金の額の引き上げ

遺族年金及び遺族給与金の額を、恩給法に準じて引き上げ、公務死に係る額について、現行の百五十四万三千四百円を昭和六十三年四月分から百五十六万千四百円とともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても引き上げること等とする

こと。

二、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正
国債（再々継続分）の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、改めて特別給付金（額面七十五万円、五年償
還の国債）を支給すること。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用すること（衆議院修正）。

要旨

本法律案は、厚生年金基金制度の充実を図るため、厚生年金基金（以下「基金」という。）の支給する年金給付を充実させるとともに、その普及を図るために所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、年金給付の充実に関する事項

1 基金は、その支給する年金給付の水準が、加入員であつた期間に基づき基金が支給する老齢厚生年金相当額の一・七倍に相当する水準に達するよう努めるものとすること。

2 厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）は、基金から中途脱退者に支給すべき脱退一時金相当額の交付を受け、これを原資として、中途脱退者に係る年金給付の額を加算し、または一時金たる給付を支給できることとすること。

3 連合会は、解散した基金の加入員であつた者に対し、

その加入期間に基づき基金が支給する老齢厚生年金相当額の年金給付を支給するものとともに、解散した基金が加入員に分配すべき残余財産の交付を受け、これを原資として、年金給付の額を加算し、または一時金たる給付を支給できることとすること。

4 連合会は、厚生大臣の認可を受けて、解散した基金の加入員であつた者に支給する年金給付につき一定額が確保されるよう、基金の拠出金等を原資として、年金給付の額を付加する事業を行うことができる」ととする」と。

一、基金の普及に関する事項

1 基金は、厚生大臣の認可を受けて、年金数理に関する業務を除く業務の一部を連合会に委託することができることとする」と。

2 基金及び連合会の業務が適正な年金数理に基づいて行われるよう、年金数理人による関係書類の確認等の措置を講ずること。

二、法人税法の一部改正に関する事項

基金及び連合会に係る退職年金等積立金に対する法人税について所要の改正を行うこと。

四、施行期日

この法律は、昭和六十三年九月一日から施行すること。ただし、一の2から4まで（中途脱退者に係る年金給付、解散基金加入員に係る年金給付、年金給付の確保事業及びこれに関連する附則の規定）は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

委員長報告

101ページ参照

柔道整復師法の一部を改正する法律案（衆第一二号）

要旨

本法律案は、柔道整復師の資質の向上に資するため、柔道整復師の免許権者及び試験の実施者を厚生大臣とし、柔道整復師養成施設への入所等の資格を大学入学資格とするものであり、その主な内容は次のとおりである。
一、柔道整復師の免許を与える者を厚生大臣とし、免許は、柔道整復師名簿に登録することによつて行うものとする

こと。

二、柔道整復師試験を行う者を厚生大臣とすること。

三、柔道整復師試験を受けることができる者は、学校教育法の規定により大学に入学することができる者であつて、三年以上、文部大臣の指定した学校または厚生大臣の指定した柔道整復師養成施設において柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得した者とする。

四、試験の実施に関する事務及び登録の実施に関する事務については、厚生大臣の指定する者に行わせることができること。

五、施行期日等

1 この法律は、昭和六十五年四月一日から施行することとし、学校、養成施設等に関し必要な準備は、公布の日から行うことができるものとすること。

2 厚生大臣の告示する日までの間は、免許権者及び試験の実施者は都道府県知事とすること。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、柔道整復師法の一部を改正する法律案並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等に関する法律の一部を改正する法律案の主な内容は、柔道整復師並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の資質の向上に資するため、その免許権者及び試験の実施者を厚生大臣とし、養成施設への入所等の資格を大学入学資格とすること等であります。

次に、クリーニング業法の一部を改正する法律案は、クリーニング師及びクリーニング所の業務に従事する者の資質の向上を図るため、これらの者の研修及び講習の制度を設けるものであります。

委員会におきましては、以上三案を一括して審議を進めましたが、質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終了し、順次採決の結果、以上三案は、いずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律
の一部を改正する法律案（衆第一三号）

要旨

本法律案は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の資質の向上に資するため、これらの者の免許権者及び試験の実施者を厚生大臣とし、これらの者となるための養成施設への入所等の資格を大学入学資格とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許またはきゅう師免許を与える者を厚生大臣とし、免許は、それぞれの名簿に登録することによって行うものとすること。
- 二、あん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験またはきゅう師試験を行う者を厚生大臣とすること。
- 三、試験を受けることができる者は、学校教育法の規定により大学に入学することができるものであつて、三年以上、文部大臣の認定した学校または厚生大臣の認定した養成施設においてあん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師となるのに必要な知識及び技能を修得した者とすること。ただし、著しい視覚障害のある者にあつては、

当分の間、学校教育法の規定により高等学校に入学することができる者であつて、学校、養成施設において、あん摩マッサージ指圧師については三年以上、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の三資格については五年以上、これらの者となるのに必要な知識及び技能を修得した者は、試験を受けることができるものとすること。

四、試験の実施に関する事務及び登録の実施に関する事務については、厚生大臣の指定する者に行わせることができます。

五、施行期日等

- 1 この法律は、昭和六十五年四月一日から施行することとし、学校、養成施設等に関し必要な準備は、公布の日から行うことができるものとすること。
- 2 厚生大臣の告示する日までの間は、免許権者及び試験の実施者は都道府県知事とすること。

クリーニング業法の一部を改正する法律案（衆第一四号）

ないものとすること。

要旨

本法律案は、クリーニング師及びクリーニング所の業務に従事する者の資質の向上を図るため、これらの者の研修及び講習の制度を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、クリーニング師の研修

1 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事が指定した、クリーニング師の資質の向上を図るために研修を受けなければならないものとすること。

2 営業者は、そのクリーニング所の業務に従事するクリーニング師に対し、1の研修を受ける機会を与えるなければならないものとすること。

二、業務従事者に対する講習

営業者は、厚生省令で定めるところにより、そのクリーニング所の業務に従事する者に対し、都道府県知事が指定した、クリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るために講習を受けさせなければなら

三、施行期日

この法律は、昭和六十四年四月一日から施行すること。

委員長報告

一一〇ページ参照